

Modern Insurance Science : the New Interpretation of Traditional Insurance Science

小川, 浩昭
西南学院大学商学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/22097>

出版情報 : Kyushu University, 2011, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :

権利関係 : (c)2008 九州大学出版会 : 文献の利用は非営利目的に限ります。無断での転載、内容の変更を禁止します。引用する際は必ず出典元を明記してください。

第10章

今後の保険学

1. 問題意識

ここ数年マスコミでは「融合」という言葉が踊っている。たとえば、「生損保融合」などである¹⁾。しかし、生損保融合という場合、これまでの業態を超えて一つの保険証券で生命保険と損害保険の契約ができることを指していると思われ、融けて一つのものになるという本来の「融合」の意味とは異なるようである。生存保険と死亡保険を一体化させた保険は生死混合保険であり、わが国では通常養老保険と呼ばれるが、混合保険とは2種類以上の保険を一つに組み合わせさせた保険という意味の保険用語である。マスコミの言う生損保融合と混合保険とはどこが違うのか。生命保険と損害保険の混合保険と言えないか。何か、事態をセンセーショナルに書き立てるマスコミ本来の習性が「融合」という言葉には表れているように思われるが、近年の保険と金融をめぐる議論においても融合という指摘が多く、むしろ一般化してきている観さえある。そこで、「融合」という用語について考察を加えたい。植草 [2000] では、「産業融合」をテーマに融合について論じている。しかも、産業融合の具体例の一つとして、保険事業・金融産業が取り上げられていることから、直接的な意味でも大変参考になる。そこで、植草 [2000] を取り上げよう。

植草 [2000] では、近年の大型合併の多発を産業融合によるものとし、「産業融合とは、従来は異なる産業に分類されていた複数の産業が、そのうちの

1) 例年発行される『週刊東洋経済』損害保険特集臨時増刊号の2001年版のサブタイトルは「生損保融合へマグマ動く」である（『週刊東洋経済臨時増刊・損害保険特集2001年版一生損保融合へマグマ動く』東洋経済新報社、2001/3/7）。

方ないし双方の産業における技術革新によって相互に代替的な財・サービスを供給できるようになって、ないしは規制緩和によって相互参入が容易になって、双方の産業が一つの産業に融合し、相互の産業の企業が競争関係に立つ現象をいう」(植草 [2000] p.19) とする。したがって、産業融合を進めるのは技術革新ないしは規制緩和であるとし、具体例として生命保険業、損害保険業を取り上げ、保険業の場合は保険業法改正による規制緩和・子会社形態による相互参入によって、それまでの生損保兼営禁止が緩和されたため両業界が競争関係に立ち、産業融合が発生したとする(同 pp.15-16)。そして、より大きな流れとして、金融ビッグバンによる規制緩和は、保険業のみならず銀行業、証券業を巻き込んだものなので、銀行、証券、保険が競争関係に立ち、それらが金融産業に融合しているとする。さらに、「産業融合はもともと広い意味で同一の財・サービス分野に属していた産業郡において発生する」(同 p.23) とし、金融産業の場合貯蓄、資金調達、投資、金融決済、リスク管理などで同質性を持っているとする。こうした同質性を持っていても個別産業ごとの差別性・特異性により、また規制という法律によって競争が分断されることにより、産業間の境界が形成されているが、技術革新によって財・サービスの用途が近似して競争関係に至ったり(技術融合)、規制緩和によって競争関係が新たに作られたりするのが産業融合であるとする。保険業・金融産業における産業融合は後者とするが、「情報通信産業と金融産業がIT(情報技術)とFT(金融技術—中でもリスク分散を目的とする金融工学)を基軸にして技術融合を開始している」(同 p.179)として、金融技術や金融工学も重視している。したがって、産業融合は産業間の競争関係の発生を契機に生じ、競争関係は財・サービスの代替関係によって生じるとする見解と思われる。「代替」が産業融合の原動力とされているのではないか。〈技術革新・技術融合または規制緩和による財・サービスの代替関係発生→産業間に競争関係発生→産業融合〉という図式に整理できるであろう。なお、植草 [2000] の「代替」とは、その説明から明らかに経済学上の代替(substitute)と思われる(同 pp.19-20)。さらに、もう少し具体的に融合そのものについて考察してみよう。

植草 [2000] では、「産業融合」という用語について、英語では一般的に Inter-industry Convergence と言い、Industrial Fusion と言っても間違いな

いとす (同 p.18)。融合という用語の考察として、convergence, fusion を取り上げてみよう。

Convergence は生物進化の過程で系統の異なる生物が次第に形質が似てくるといふ生物学の用語であり、これを経済現象に当てはめて使われていると思われ、資本主義と社会主義が新しい産業国家に収斂 (convergence) していくとしたガルブレイス (J. K. Galbraith) のコンバージェンス理論が有名である (Galbraith [1979])。Convergence という場合、形質が似てきて新たなものに変化していくという面がなければならないであろう。銀行・証券・保険が金融産業として融合 (convergence) するといった場合、融合 (convergence) して何が新しくなるのであろうか。銀行での保険窓口販売や保険会社による外国為替業務によって相互参入がなされ、そのことをもって融合といっても、その中身は銀行あるいは、保険会社では取引できなかったものができるようになるということに過ぎないのではないか。預金、有価証券、保険といったものを総合的に管理する口座、あるいは、それらが統一されたような金融商品が登場したとしても、おおもとの預金、有価証券、保険に大きな変化は生じていない。既存のもの組み合わせ、統合・総合と言ったほうがよいと思われる。バンカシュアランス (bancassurance) についても convergence という用語が使われるが (Hoschka [1994] p.1), 銀行業と保険業を一つの経営体が営むということに過ぎない。1980年代に「金融革命」, 「金融革新」として騒がれたときに登場した「総合金融機関」(one stop financial center) (吉川 [1985]) という用語とどこが違うのであろうか。

Fusion といった場合、植草 [2000] でも取り上げられている「核融合」のように、溶けて一つになるということであろう。しかしながら預金、有価証券、保険といったものが溶けて一つになるという場合、そのイメージが湧かない。天候デリバティブのような新商品は従来保険が対応したものにデリバティブの形態で商品化されたものとして注目され、また、改めて保険のオプション性が確認されたとも言えるが、保険と金融が何か別のものに一体化した商品とは言えないであろう。それは、保険とオプションの同質性を土台とした商品と思われるが、現在進んでいる保険と金融の関係の密接化は、融合というよりも、既存のもの組み合わせ、既存のもの隣接分野への適用および縦割りの

業態別規制が撤廃され垣根がなくなったという市場の錯綜とでも言える事態ではないか。

なるほど、規制緩和によって銀行業、証券業、保険業などの境界が溶けて一つになるという意味で、産業融合という用語を使用できるのかもしれない。ただし、金融コングロマリットなどの企業合同と産業融合の関係など理解するのが困難なところがある。いずれにしても、金融産業として産業融合と捉えることができて、必ずしも商品面、技術面、リスクマネジメント面など色々な面の現象を「融合」をキー・ワードにして把握するのは困難ではないか。保険リスクの考察や処理、保険者のリスクマネジメントへのポートフォリオ理論の適用や、機関投資家のポートフォリオへの保険リスクの組み入れ、また、保険リスクの「金融的プライシング法」(刈谷 [1999])による価格付けは、ポートフォリオ管理、プライシングいずれにおいても、金融工学・ポートフォリオ理論によって保険が金融に包摂されるような動きである。たとえ保険サイドからキャパシティ調達という形で金融へ接近したとしても、デリバティブ、特にオプションが保険と金融の垣根を低め、保険リスクに関わる資金の流れが金融的に処理されてきていることを示すのではないか。換言すれば、保険と金融の同質性が重視される現象であり、研究の方も金融工学中心に同質性に焦点を置いた考察となっているということである。そして、このような同質性を重視した考察において、保険の経済的保障の側面が取り去られ、単なるある貨幣の流れを形成するリスク処理手段とされているのではないか。しかし、両者の異質性に焦点を置いた考察が必要である。そのことが特に保険学サイドに求められていると思われ、今後の目指すべき方向であろう。

保険の歴史には賭博性を排除してきた歴史という側面があり、投機についても排除する面が強かった。もちろん、再保険などの大きなリスクが取り扱われるところでは、投機と密接に関連するところもあったであろう。一般論として、リスクの大きいところには、投機資金を呼び込まないと市場の成立が困難なのかもしれない。カタストロフィ・リスク対応として保険リスクの証券化やデリバティブ化が生じたのは、こうしたリスクの巨大さと投機の結びつきを示唆しているように思われる。それはまた、金融市場と投機の結びつきの深さも示唆するのではないか。しかし、保険制度全体さらには経済的保障制度全体に

とって、投機が大きな役割を占めることは困難であろう。それは、本質的に保険・経済的保障は安定と関わり、投機は不安定と関わると言えるからである。デリバティブは、スペキュレーターの存在から投機に関わると言えるが、ここでは保険デリバティブがベース・リスクを持ち込む点を指摘しておきたい²⁾。ベース・リスクは、換言すれば、実際の損益とデリバティブでヘッジした結果として得られる損益がずれるリスクと言えるが、このずれに投機が蔓延ってくる可能性がある。それは単にスペキュレーターが蔓延することではなく、保険代替的にデリバティブを利用して参加者の中にも、投機が芽生えてくる可能性があるということである。そうなれば、投機が投機を呼ぶ展開となり、経済的保障制度におけるデリバティブの肥大化現象が生じる可能性がある。その場合、経済的保障の側面が歪められ、保障が投機に飲み込まれる危険性もある。

第8章で考察したように、1990年代後半は、金融機関のリスクマネジメントが大きなテーマとなった。この背景にデリバティブの肥大化があった。デリバティブに絡んだ巨額損失事件が相次ぐ中、市場経済化の徹底・自己責任原則の貫徹のために、金融機関のリスクマネジメントが一大テーマとなったといえる。投機によるデリバティブの拡大は、コントロール不可能になる危険性があり、そのような危険性を浮き彫りにしたのが、金融機関によるリスクマネジメントへの取り組みであろう。こうしたデリバティブの現象を見ると、デリバティブにより保険市場や経済的保障制度が活性化するかのような楽観的な側面ばかりに目がゆき、社会に安定をもたらす制度の充実という究極的な社会の目的にまで十分目が届いていない危険性があるのではないか。社会に安定をもたらす制度の充実のために、不安定をもたらしかねないデリバティブをどう活用していくのかという発想を持たないでデリバティブの肥大化を許したとき、保険市場や保険代替市場が混乱する可能性があることを認識しておく必要がある。それは、イノベーションによって生じた保険の動揺を悪化させ、混乱をも

2) すべてのデリバティブがベース・リスクを持ち込むわけではない。イベントを保険事故のような個別のイベントではなく、指数化された一般的・標準的なものとした場合ベース・リスクが発生する。したがって、ここでのベース・リスクについての議論は、保険リスクの証券化にも当てはまる。

たらず危険性である。

保険と金融の同質性の議論はどこか便宜性を帯びたものであり、単にリスク処理という機能あるいは貨幣を流すという機能に注目するべきではない。なぜならば、保険は独特の社会経済的役割を果たすためにリスクを処理し、貨幣を流しているのであり、この目的と離れて貨幣を流すという機能に着目し、貨幣の流れを単純に追うべきではないからである。保険の意義と限界を捉える姿勢が必要であり、同質性の議論では保険の意義と限界を考えるという保険学の核心のテーマが軽視されることとなるのではないか。このような問題意識を持って、金融工学の保険と金融に関する同質性の議論を摂取しながら、保険と金融の異質性を明確にしていくことが、今後の保険学が目指すべき方向であろう。

2. 現代の保険分析の問題

保険と金融が密接になってきていることを「保険と金融の融合」と捉え、保険の分析の主流はアメリカ流のリスクマネジメント論と新しい金融論による金融論的保険論となってきている。そこでは、金融の機能的把握が基本とされ (Crane *et al.* [1995], 野村総合研究所訊 [2000]), 機能的に見た場合、金融はリスクマネジメントの一種あるいはリスク処理と関わるとされ、リスクを処理するという機能の点で保険と金融は同一に把握される。この背景には、市場経済化の流れの中で社会が「リスク社会化」し、「リスクマネジメント時代」となっている状況で、金融論が金融工学という分野でリスクファイナンスの考察を中心としてリスクマネジメント論に呼応しながら、リスクマネジメント時代を演出する重要な役割を果たしていることがある。この新しい金融論には情報の経済学も大きな役割を果たしており、市場経済化の流れで大いに動揺している社会保障制度やその中核を占める社会保険制度の分析においてまで情報の経済学が適用されている。時代文脈として、いわば私的保険、公的保険いずれもが大いに動揺していると言えるが、そのような保険の分析において中心を占めつつあるのがリスクマネジメント論と金融論的保険論と言える。それらが保険学の隣接科学として保険学と切磋琢磨する関係にあるならば、そのような分析も意義があろうが、近年の保険分析の動向は、先人の業績・伝統的保険学

を無視し隣接科学に安易に迎合する流れであるという点が大きな問題である。もちろん、伝統的保険学になんら価値がないならば、そのような姿勢も当然であろう。しかし、こうした伝統的保険学を蔑ろにした分析は、これまでの章において指摘したような、さまざまな問題を抱えている。

たとえば、情報の経済学による社会保険の強制保険制の説明などは、その象徴的な例の一つである。契約ごとにリスクの高低を考慮した保険料が個別保険料であり、この違いを無視して同一に適用されるのが平均保険料である。情報の経済学によれば、第5章で考察した通り、事前情報の非対称性によって情報劣位にある保険者は平均的な質で判断せざるを得ないということであるから、平均保険料を仮定しているといえる。しかし、保険学的には、任意保険で考えると、平均保険料を採用すれば危険率の低い保険契約が離脱し、保険団体の危険率が上昇するから平均保険料が上昇することとなり、そのため上昇した平均保険料の水準で危険率が相対的に低い契約が離脱し、さらに保険団体の危険率が上昇するという悪循環が生じ、ついには最も危険率の高い契約が残り、保険団体は崩壊することとなる。そこで、任意・自由に契約できる任意保険を前提とする限り、個別の保険契約の危険度・状況に応じた保険料を志向する個別保険料にならざるを得ない。平均保険料に関わる問題は、情報の経済学が主張するような逆選択の議論ではなく、任意保険における個別保険料の必然性の問題として捉えるべきであろう（大林 [1995] pp. 152-153）。そうすることで、平均保険料を採用する場合の強制保険制の有効性が理解でき、社会保険の議論にも資するであろう。しかし、情報の経済学では、事前情報の非対称性から全ての保険の保険料は平均保険料とされ、社会保険の強制保険制も理論的に説明できない。保険学の個別保険料必然性の議論があるにもかかわらず、わざわざ情報の経済学に頼る必要もあるまい。伝統的保険学の既存の理論を保険学サイドは大切にすべきであり、社会保険の考察における保険学無視のこのような議論を許すべきではない。

保険企業形態論についても、情報の経済学の適用には慎重であるべきである。特に保険事業特有の相互会社形態の分析においては、エイジェンシー理論がどこまで有効なのであろうか。伝統的保険学に蓄積されている相互会社の考察を理念と現実を区分することを通じて発展させることのほうが、はるかに有

益な議論が展開できるのではないか。相互会社自体の考察、保険の本質と保険企業の本質などが重視されるべきであるが、保険の本質など本質論的な議論が嫌悪され、また、保険の異質性が軽視され、汎用性を持って情報の経済学が適用されている。そのような分析は、現実から乖離した空理空論に過ぎないのでないか。

金融工学と保険学との関係も微妙である。デリバティブを使った手法で保険リスクが金融市場で処理されるようになり、保険学にとっても金融市場、金融工学から目が離せなくなってきたとは言える。しかし、こうした新しいリスク処理手段をART (Alternative Risk Transfer) として分析する保険学の動向には、保険学の先人の業績を乗り越えるといった姿勢に乏しく、金融工学に飛びついているという面が強いのではないか。伝統的保険学の意義と限界を踏まえ、それを乗り越えるという形でARTの考察がなされるべきではないか。現状は、金融工学の盲目的な適用で、体系的・理論的志向に乏しく、ARTの理論的な定義、基礎理論さえできていない。ARTの理論的考察が必要である。

このような状況は、「金融市場において、他業態から保険市場への参入がややむずかしいのと同様に、思いつきや片手間に保険学領域に進出することは困難であり、進出できても正道を歩めない」(石田 [1998] p.202) ということの意味するのではないか。学問の方向性という観点からも、同様な問題を指摘できる。保険と金融が非常に密接になったことで、保険と金融商品の違いが問題となり、「保険とは何か」という根源的問いかけをしなければならないのに、保険を単なる資金の融通=金融の一形態と捉えたり、リスクマネジメントの一手段としてしまっていることである。こうした保険と金融の同質性の議論はまったく意義がないとは考えないが、かなり単純化した次元の限定的考察であることを認識する必要がある。こうした保険と金融の同質性の議論に対して、異質性を保持した議論が重要である。

3. 異質性の議論に向けて

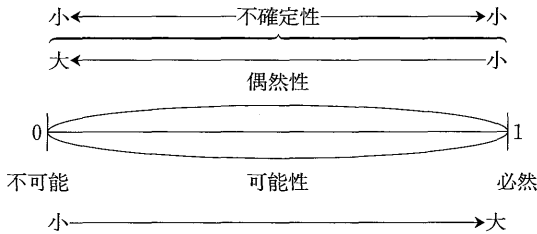
異質性を重視して保険の独自性に注目すると、保険によるリスク処理は偶然事象による経済的攪乱に対して資金調達ができるようにしていることと言えよ

う。資金調達という点で金融である、あるいは、経済的攪乱に対する資金調達ということでリスクファイナンスであるとはいえようが、保険によるリスクファイナンスは経済的保障を意味する点が重要である。こうした保険の独自性に注目したとき、同質性の議論において基本とされるリスクという用語も、本来保険独自の意味を持った用語となるのではないか。「偶然なくして保険なし」と言われるように、保険にとって偶然性は必須の重要なものである。偶然性はリスクの前提と言え、保険リスクの独自性はその前提の偶然性との関係が重要であると思われる。しかし、従来から保険学では偶然性が軽視されてきたといえる。保険本質論重視の伝統的保険学では、偶然性を保険の要件の一つとしておきながら、詳しく論じたものが少ない³⁾。偶然性の意味を自明のことと考えたからであろうか（印南 [1971] p.100）。近年の保険学ではリスクに焦点が当てられ、その前提である偶然性については関心が払われていない。異質性を重視した議論の前提として、保険と金融の同質的把握における基本用語あるいは保険と金融の媒介用語とも言える「リスク」の保険独自性について、その前提である「偶然性」に焦点を当てた考察が必要である。

偶然という用語は日常でも使われる用語であるが、本来哲学などで論じられる難解な用語といえよう。しかし、保険との関係では偶然を数値化することが重要であり、確率論との関係が重要となる。確率は言うまでもなく0から1の値をとるから、「0」、「1」という2つの極限值と両極限值の間「0から1」が重要である。確率1は「必ず起こる」という意味で必然であるのに対して、確率0は「起こりえない」という意味で不可能といえよう。必然、不可能という両極限値は確定した事態を示すので、両極限値の間の値は不確定と言える。すなわち、 $0 < \text{不確定性} < 1$ である。偶然は必然の否定であるから確率的には偶然 $\neq 1$ であるが、偶然は起こるか起こらないかわからないという不確定な状態であるから偶然 $\neq 0$ でもあり、かくして $0 < \text{偶然性} < 1$ となる。さらに、不可能の否定は可能であり、可能は「あることができるかもしれない」というこ

3) 保険法学では、商法 642 条の解釈をめぐって主観的偶然性の観点から偶然性について考察されるが、偶然性に対する考察そのものからすれば、限定的な考察に過ぎない。たとえば、田辺 [1975]、鈴木 [1999] を参照されたい。

図 10.1 必然、不可能、不確定性、偶然性、可能性



とであるから不確定な状態と言えるので、偶然と同様に、 $0 < \text{可能性} < 1$ となる。なお、0から1という一定の幅の数値を取るものに対して、不確定性、偶然性、可能性のように「性」をつけることにする。このように、不確定性、偶然性、可能性は0と1の間の値となるが、不確定性は偶然性、可能性の上位の概念といえ、確率1に近づけば発生確率が高まるという点で不確定性が減少し、確率が0に近づけば不発生確率が高まるという点で不確定性が減少するので、不確定性は発生する確率と発生しない確率が均衡する点、すなわち、確率0.5で最大となる（亀井 [2005] p. 75）。「偶然は必然の方へは背中を向け、不可能の方へ顔を向けている」（九鬼 [1981] p. 32）と指摘されるように、確率が0に近いという稀少性が偶然を先鋭化するといえるので、偶然性は確率0に近くなるほど大きくなると言えよう。偶然性に対して可能性は、「あることができる確率、あることが発生する確率」とでも言うことができるから、偶然性とは対照的に1に向かって大きくなると言える。したがって、「可能性増大の極は偶然性減少の極に一致する」（下中編 [1993] p. 366）。以上から、確率論的に必然、不可能、偶然性、可能性、不確定性を整理すれば、図10.1のようになる。

しかし、生命保険が対象とする人の死は、確率的には1、必然である。なぜ、必然である人の死が保険の対象となるのか。ここに、保険に引き付けた偶然性一般の考察ではなく、保険における偶然性の考察が必要とされる。

必然である人の死が保険の対象となるのは、人の死が保険ニーズを喚起するからであろう。そして、通説的な偶然性の理解により説明できるであろう。すなわち、保険にとっての偶然性は、事象の発生の有無がわからないということ

だけではなく、発生の時期や発生の態様が分からないことも含まれ、これら3つのうちの1つが分からなければ、保険にとって偶然性とされる、ということである。発生の有無・時期・態様が分からない偶然性が絶対的偶然性であり、発生の時期が分からない偶然性が相対的偶然性とされる。生命保険にとっての死は、相対的偶然性と把握すべきであろう。したがって、相対的偶然性として把握することの意味を考えることが重要である。

人の死そのものは必然であっても、その死によって埋葬費用が必要となったり、家計の稼ぎ手の死の場合は所得喪失により残された家族の生活保障（所得保障）が問題となる可能性がある。発生の有無が明確であっても、発生の時期が分からない人の死は、このような経済的な攪乱要因となる可能性があるので、死への経済的対応が求められたといえる。こうして、本来偶然性に備えるための保険において、人間の生活上死もその他の経済的な攪乱要因となる偶然性と同様な影響があるので、保険での対応がなされることになったのであろう。保険金支払い事由である保険事故の発生は、偶然事象の現実化・顕在化であり、保険における偶然事象は、発生の有無、発生の時期、発生の態様のいずれかが分からない事象である。そして、発生の有無の分からないリスクを if risk, 発生の時期の分からないリスクを when risk, 発生の態様の分からないリスクを how risk と言い、保険の対象とするリスクとされる。

ここに、保険偶然性とは経済的攪乱を引き起こす可能性のある様相であり、経済的攪乱は経済的ニーズを発生させて経済に打撃を与える事象とする。したがって、保険偶然性を有する偶然事象とは経済的攪乱を引き起こす可能性の原因であり、そのような偶然事象による経済的ニーズ発生の可能性をリスクとすることができよう。このリスクは常に経済的にマイナスとなる可能性を持つと言えるので純粋リスクとなる。この純粋リスクに対応して一定の経済状態を保持しようとするのが経済的保障であり、保険である。いかなる社会でも経済的攪乱に対する備えとして平素から社会的に予備の資源が必要とされる。資本主義社会ではこの予備の資源の一つとして貨幣が重要であり、そのような貨幣が予備貨幣である。保険は予備貨幣の再分配という独特の貨幣の流れを形成することを通じて、経済的攪乱に対応して経済的保障を達成する。

「偶然事象による経済的ニーズ発生の可能性」としてのリスクを給付・反対給

付均等の原則と収支相等の原則という保険の二大原則にしたがい処理することで、予備貨幣の再分配がなされ、保険が自由主義・個人主義・合理主義的＝資本主義的な経済制度として、資本主義社会における支配的な経済的保障制度となる。ただし、現実の保険経営では単純に保険の二大原則が適用できるわけではなく、さまざまな困難があるため、保険技術が発揮される。特に、期待値として見込んだ保険金の偏差に対しては、割増保険料・準備金の設定や再保険のような工夫もなされる。あるいは、保険の資本主義性を修正して特殊な保険によって対応することが必要な分野に対して、公的保険（特に、社会保険）のような特殊な保険や民間企業がノーロス・ノープロフィット原則に従って対応する半公的・半私的保険が存在する。

保険でリスクを処理することの意味、そのリスクの前提としての保険偶然性の把握が重要である。保険本質論重視の伝統的保険学の成果によりながら、偶然性の把握など伝統的保険学でも不十分であった点の考察を深め、また、保険と金融が密接になってきている状況で、何が保険であるかを明確にしつつ保険の意義と限界を考察することが、現代保険学の目指すべき方向であろう。保険と金融が密接になる中で、伝統的保険学がもてあました社会保険への考察を、近年の保険学はリスクを重視することで忘却し、その結果公的保険の研究が貧困な私的保険に偏った議論となっていることを認識すべきである。

保険と金融の密接な関係は、保険と金融の融合と言うよりも、リスクマネジメント手段としての保険を相対化する現象と言えよう。この保険の相対化の現象は、保険を補完的に代替する動きのなかで生じているが、保険と保険代替手段との関係がこのまま補完的な関係に留まるのか、それとも競合的な関係になっていくかは重要問題と言える。なぜならば、保険代替現象はリスク社会への移行によりいっそう進展し、投機性と密接に関係するからである。競合的な保険代替化は社会の投機化をもたらし危険性があり、社会の経済的保障制度のあり方という問題を提起する。こうした問題に答えるにはアメリカ流のリスクマネジメント論や金融論的保険論では不可能であり、答えは伝統的保険学の延長線上にあるのではないか。伝統的保険学も保険本質論偏重に陥り、現存の保険の体系的把握に弱く、ましてや保険代替現象についてはカバーできていないので、こうした点の克服を目指しながら、現在主流となっている保険の分析を

批判することが必要である。伝統的保険学を批判的に乗り越えるところに今後の保険学が目指すべき方向があるのではないか。

4. 今後の保険学

今後の保険学が目指すべき方向は、伝統的保険学の批判的継承にあると考える。その具体的な方向を明確にするための現代保険学の課題を設定しよう。

分析対象である保険現象の特徴は、供給主体が通常の民間企業の他に、協同組合があり、社会保険をはじめとする公的保険を提供する公的機関もあり、しかも、民間企業の場合他産業では株式会社形態が支配的であろうが、保険産業では相互会社も存在するので、多様な保険企業の存在することである。多様な保険企業がさまざまな保険を提供しているので、保険現象の特徴は、一言で言えば、「多種多様な保険の存在」ということになる。また、保険は貨幣の操作を通じて経済的保障を行う制度であるが、経済的保障機能を発揮する過程で保険者の手許に巨額な保険資金が蓄積され、それが金融市場に投資運用されるので金融的機能も発揮する。こうして保険は金融、金融市場と密接な関係にあるが、保険自体が一種の金融であり、デリバティブなどの金融におけるイノベーションやリスクマネジメントの重要性が増してきたことによって、保険を代替する金融商品の登場や保険が対象としていたリスクを金融市場で処理するなどの保険代替現象も生じている。そこで、現代の保険現象の特徴は、「保険代替手段も登場しながら、多種多様な保険が提供されていること」と言える。

実にさまざまな保険が存在するのであるが、保険の全体像を把握するためには、経済の混合経済化に対応して保険も混合経済化している点が重要である。すなわち、経済的保障制度としての保険を公的保険、私的保険を軸に把握すべきである。現代の経済的保障は、いわゆる三層構造を成している。公的保険を土台に、公的保険、私的保険いずれにも分類し難い半公的・半私的保険、私的保険の三層構造である。この三層構造の私的保険部分は、金融自由化・金融グローバル化、保険自由化の流れの中で、金融コングロマリット化や保険代替現象が生じ、大いに動揺していると言えよう。他方、市場経済化・金融グローバル化はメガ・コンピティションによって社会保障制度等を国民経済の大きな負

担とさせ、公的保険を大いに動揺させている。リスク社会においてリスク処理手段として一世を風靡してよさそうな保険であるが、効率性・金融性／政策性・福祉性を軸に私的保険、公的保険いずれも大いに動揺していると言える。このような動揺する保険の分析が現代保険学の課題であるが、近年の安易な隣接科学への依存傾向により、市場経済化の中で保険の分析がもっぱら私的保険が対象とされ、体系的・総合的考察に弱い。特に公的保険の一種ともいえる社会保険に関しては、保険学無視の社会保険論も見られる。体系的・総合的考察を行うことが、現代保険学の課題である。それでは、この課題を克服するための現代保険学の枠組みを伝統的保険学の批判的継承によって提示したい。

「多種多様な保険の存在」という保険現象の特徴から、保険の共通性と個別性が重要であろう。さまざまな保険が存在しても、あるものを保険といえる限りはそこには保険といえる何らかの共通性があるはずである。この共通性こそが保険の本質であろう。一方、さまざまな保険は共通性を持つと同時に、それぞれの個性をもっているので各々の保険の個別性も重要であろう。保険の共通性＝保険の本質と保険の個別性＝個々の保険の性質との関係が重要である。保険は資本主義社会において生成・発展した制度であるから、体制関係における保険の性格が保険の本質となろう。その保険を多様な保険の運営主体・経営主体が供給するのであるから、個々の保険の性質は体制関係における保険の本質と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定されると考える。そして、その主体性発揮を次のような理論的枠組みの中における保険の運営主体・経営主体の適用する保険技術に求める。

保険現象はすぐれて貨幣的現象であり、その現象形態は保険料——保険資金——保険金である。この貨幣は経済的保障を達成するための予備貨幣であり、予備貨幣の再分配によって保険現象が生じていると言えよう。この貨幣の流れは、〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換することにより形成され、その流れの原理は保険の二大原則によって把握することができる。給付・反対給付均等の原則は、応益負担の原則を意味し、保険取引が等価交換であることを示す。保険は、基本的に、自分の判断に従って、自分の保障に対して正当な対価である保険料を支払って加入するので、自由主義的にして個人主義的な制度であると言える。もし、保険がなくて各人が個々にリスクに備え

たならば、巨額な貨幣がマイクロ経済的にもマクロ経済的にも必要とされるが、保険はそのような貨幣を節約させ、経済的保障達成のための貨幣準備に適時性・適量性をもたらすという合理的な制度である。ここに、保険の特徴として、個人主義・自由主義・合理主義を指摘することができる。この特徴は、保険の土台である資本主義社会の特徴そのものである。

ところで、個々の契約ごとに給付・反対給付均等の原則が成り立たなくても、収支相等の原則が成り立てば事業としての保険の運営・経営は可能であり、このことから収支相等の原則を「保険経営の原則」ともいう。二大原則は大数法則によって結びつけられ、同質の危険が大量に集積されれば、危険率の実績値が予測値へと一致していき、給付・反対給付均等の原則に従う保険契約の大量集積によって、収支相等の原則が成立するのである。ここに、大数法則を介した保険の二大原則による保険原理の世界は、いわばスミス (Adam Smith) 的な予定調和説の世界といえる。それは、「各人が利己心に基づき給付・反対給付均等の原則に従って保険に加入しても、大数法則に導かれて全体の収支 (収支相等の原則) は達成される」とすることができるからである。大数法則は保険における「神の見えざる手」に他ならない。しかし、実際の経済が予定調和説通りにいかず、市場経済化を志向しても所詮混合経済の枠内にあるのと同様に、保険も単純に大数法則に導かれるわけではない。主たる原因は2つある。

第1に、大数法則が要請する同質の危険の大量集積は二律背反するところがあり、現実問題としては困難である。現実の保険経営では危険同質性の原則よりも、危険相殺の原則や危険混合の原則が優先される場合がある。ここに保険の原則がどの程度重視されるかが示唆されていると言えよう。保険経営では保険経営の原則といえる収支相等の原則を第一義としてできるだけ給付・反対給付均等の原則が達成されるとされ、ここに保険の二大原則の関係は逆転するといえる。そして、保険の原則を絶対視し、収支相等の原則よりも給付・反対給付均等の原則を重視する伝統的保険学の保険原則観、二大原則の捉え方が否定される。

第2に、危険率に応じた保険料の算出が困難であるということである。個々の保険契約の正確な危険率算出というのは不可能であろう。どんなに科学が発達したとしても、個々の契約についての正確な危険率の算出は不可能であると

考える。科学が発達し危険率の測定がどんなに正確になったとしても、あくまでもその時の危険率の測定の科学技術や保険技術の水準によるものであって、完全・完璧な科学がありえないのと同様に、完全・完璧な危険率の測定というのはあり得ない。このような危険率の実態を踏まえるならば、危険率をめぐる情報について情報の経済学を適用することの意義がどれほどのものかが示唆されていると言えよう。

以上から、同質の危険を大量に集積するというのは二律背反的な問題があり、また、現実問題としては危険率の正確な測定の困難などさまざまな問題があるため大数法則の適用というのとは簡単なことではないと言える。そこで、保険経営では必ずしも危険同質性の原則に固執せず、保険料徴収方法を工夫するなどして、収支相等の原則の達成に努める。この収支相等の原則の達成に向けた努力が保険技術の適用と言えよう。すなわち、保険技術とは〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する業である。この保険技術の適用において保険の運営主体・経営主体の主体性が発揮されると考える。保険の運営主体・経営主体は社会経済・国民経済を一般的に支配する法則に媒介された経営体であるが、独自の一定の組織原則を有した経営体でもあり、そのような組織原則が保険技術の適用を通じて保険に反映し得るということである。かくして、個々の保険の性質は、体制関係における保険の本質と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定されると言えよう。保険の相互扶助性は、保険の本質として指摘できることではなく、こうした個々の保険の性質の一つとして、保険の運営主体・経営主体を介在させて考えられるに過ぎない。

このように、保険を予備貨幣の再分配制度と捉え、保険の原則を柔軟に把握し、原理論としての保険の二大原則、すなわち大数法則による予定調和説的な世界を保険経営を介して現実世界へと接合するのである。そして、保険経営においては保険企業が保険技術を適用することが重要であり、保険の本質と保険企業の本質、個々の保険の性質などの関係が整理できるのである。これは保険の共通性を重視した考察と言えるが、共通性を重視した考察として、保険機能の考察としての保険金融論も重要である。保険代替現象に関わる考察は保険の金融性の考察とも言えるが、保険の金融性の考察に保険金融論が埋没しそうな

ため、保険金融論を構築し、そのことによって安易な保険の金融性の考察や隣接科学への安易な依存を防ぐことが期待できるからである。保険の個別性重視の考察では、公的保険論の構築が必要である。公的保険論構築によって保険の全体像の三層構造的把握が可能となろう。そして、これらの考察の根底には、経済的保障を軸とした金融一般、リスク一般に対する異質性の議論を展開する視角を保持しなければならない。

これは伝統的保険学の保険本質論、保険原則観の批判的継承と言え、このような保険の原理・原則、保険経営、保険の運営主体・経営主体、保険技術、保険金融論、公的保険論から保険学の枠組みを考えることによって、正しく保険の相互扶助性を捉え、隣接科学に対する批判も可能となろう。本書でふれた保険本質論争、保険利潤源泉論争、保険資本論争、保険の二大原則についての論争、保険の相互扶助性をめぐる論争などから学ぶべき点は多く、まずは伝統的保険学の再評価が待たれるところである。